

(仮称)富士駅北口駅前公益施設新築工事に関する価格等合意書 (案)

(仮称)富士駅北口駅前公益施設新築工事に関して、(仮称)富士駅北口駅前公益施設新築工事に関する基本協定書第5条第2項に基づき、価格等の交渉を行った結果、当該交渉が成立しましたので、富士市(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)との間で合意書を締結する。

1 合意内容

- (1) 工事費
- (2) 工事工程
- (3) 工事の仕様
- (4) 発注条件
- (5) その他

2 工事請負契約

工事請負契約は、本合意書に基づき、令和9年の6月に仮契約、令和9年9月議会定例会の議決を得た日以降に工事請負契約を締結する。

3 準拠法及び管轄裁判所

本合意書は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また本合意に関して生じた訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

4 その他定めのない事項の処理

その他必要な事項については、発注者と施工予定者が協議の上、決定するものとする。

上記の合意書の成立を証するため、この合意書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲(発注者)

乙(施工予定者)